

こ 成 母 第 3 8 1 号
令和 5 年 12 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について

乳幼児に対する健康診査の実施に必要な健康診査受診票等については、平成 10 年 4 月 8 日付児母発第 29 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」（以下「通知」という。）においてお示ししているところです。

先般、「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針」（令和 5 年 3 月 31 日付子発 0331 第 18 号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙 1 のとおり「成育医療等基本方針に基づく評価指標」を策定いたしましたので、通知の別添 5 を別紙のとおり改め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしました。

つきましては、管内市町村、関係団体等に対する周知を徹底いただくとともに、本通知の内容を参考にし、乳幼児に対する健康診査の適正かつ円滑な実施が図られるよう、御配意をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。